

# 特記仕様書

仕様書番号	沼田総営2023-02
作成年月日	令和5年4月13日
作成部隊名	陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処

## 1 工事概要

- 工事名 : 屋内訓練場プロパン庫扉補修工事  
工事場所 : 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142番1 陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処  
工期 : 令和5年10月31日  
工事概要 : 鋼製建具（鋼製片開きフラッシュ扉）撤去及び新設

## 2 共通事項

### (1) 一般事項

本仕様書及び図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）に基づき施工する。

### (2) 疑義に対する協議等

本仕様書等の内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で不都合が生じた場合は、監督官と協議する。

### (3) 軽微な変更

疑義に対する協議の結果、施工の変更や数量の増減等の軽微な変更は監督官の指示に従う。この場合の請負金額及び工期の変更はしない。

### (4) 工事の写真

各工程ごとに着工前・施工中・完成に区分して撮影する。また、完成後隠ぺいとなる箇所及び監督官の指示する箇所を撮影する。

### (5) 発生材の処理等

発生材の処理は関係法令等に従い、請負者が適切に行う。引渡しを要する金属類等は、監督官の指示する場所に保管する。

### (6) 材料

使用する材料は仮設材を除き全て新品とし、特記のある場合はその指示に従う。ただし、同等品以上を使用する場合は、監督官の承諾を受ける。搬入した材料は、監督官の検査を受けて使用する。

### (7) 電気・水道

本工事に必要な電気・水道は、請負者の負担とする。発注者の電気・水道を使用する場合は、使用に関する契約を別途締結する。

### (8) 現場管理

工事現場及び許可された場所以外の立ち入りは厳禁とする。

### (9) 工事の書類

監督官の指示により、速やかに提出する。

### (10) 補償

本工事の実施が原因となって発注者側に損害を与えた場合は、請負者の責任として補償する。

## 3 特記事項

### (1) 補修工事

鋼製建具の撤去及び新設に当たっては、施工範囲外に損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合は請負者の責任において原状回復する。

### (2) 扉枠、杓摺は既存品を使用する。